

岐阜県公報

第二千二百六十五号
平成二十三年七月十五日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 二七〇ページ

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 二七〇

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) (二七〇)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(同) (二七〇)

告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

(廃棄物対策課) 二七一

有害図書類の指定

(男女参画青少年課) 二七一

訓令

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

(総合政策課) 二七一

公示

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 二七二

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) (二七二)

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) (二七二)

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 二七二

職業訓練指導員試験の実施

(労働雇用課) 二七四

土地改良事業計画の変更認可

(農地整備課) 二七五

平成二十三年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職(司書)試験及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

(人事委員会) 二七六

平成二十三年度身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

(同) 二七九

指定講習機関代表者氏名の変更

(運転免許課) 二八〇

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十六号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

第二十二條の二 本庁に国体報道監を置く。

2 国体報道監は、上司の命を受け、部等設置条例第二條第十一号に規定する事務のうち、報道その他特に命ぜられた事務を總括的に処理する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁部長の欄中「危機管理統括監」を「危機管理統括監に
改め、同表教育委員会の項本庁課長の欄中「スポーツ推進室長」を削る。
国体報道監」

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十四号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「危機管理統括監」の下に「国体報道監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県人事委員会
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中「危機管理統括監」の下に「、国体報道監」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項に規定する指定区域を指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

廃止済一般廃棄物最終処分場に係る指定区域

指定番号	所在地	埋立地の区分
一八一	中津川市田瀬字樋ノ口五三九番三二の一部、五四八番四五の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地

岐阜県告示第三百九十七号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第二十七号）第十一条第一項の

規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定図書類

種類	図書類の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンゾロード	2011.8月号	株式会社

2 指定年月日

平成23年7月15日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十五号

庁 中 一 般
各 現 地 機 関

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
八 国体報道監
附 則

この訓令は、平成二十三年七月十五日から施行する。

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ユタカ薬局鏡島	岐阜市西荘三丁目一番二一	精神通院	平成 三・七・一
太平調剤薬局泉乃店	多治見市小泉町八の二二九の一	精神通院	平成 三・七・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(病院又は診療所)

名 称	所 在 地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
特定医療法人 隆泉会南ひだせせらぎ病院	下呂市萩原町西上田一九三六番地一	精神科	精神通院	平成 三・六・一

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞 退 年 月 日
仲上薬局	岐阜市加納神明町二の五の二	精神通院	平成 三・五・〇

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

平和堂高富店

山県市高木一四七一番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂東海 代表取締役 夏原平和 外十五者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和 外十三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

才ノ開發株式会社

三 建物の名称及び所在地

平和堂大野店

揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木十二番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 才ノ開發株式会社 代表取締役 梅田昭二 外一者

(変更後) 才ノ開發株式会社 代表取締役 馬淵龍男 外一者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂東海 代表取締役 夏原平和 外九者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和 外十者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

平和堂高富店

山県市高木一四七一番地 外

四 変更しようとする事項

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時

(変更後) 午前六時から午後十時

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年七月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年七月六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

才ノ開發株式会社

三 建物の名称及び所在地

平和堂大野店

揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木十二番地の一 外

四 変更しようとする事項

荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時から午後八時

(変更後) 午前六時から午後十時

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第四十五条第二項の規定により公示します。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験を実施する免許職種

規則別表第十一に掲げる免許職種

二 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

三 受験資格

職業能力開発促進法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限りません。

なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

3 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

四 試験の免除

規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受

けることができる者の欄に該当する者には、それぞれの表の下欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。

五 試験の期日及び場所

平成二十三年十月十二日(水)

岐阜市学園町二丁目三三番地

岐阜県人材開発センター

六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚(申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの)

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類(合格証書、免許証等の写し)

(五) 戸籍抄本又は戸籍謄本(試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ必要)

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の岐阜県証紙貼付欄に貼り付け、納付してください(消印はしないでください)。

学科試験 三千円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇 八五七 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

平成二十三年九月五日(月)から同月十四日(水)までです。

郵送の場合は、九月十四日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合格判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

平成二十三年十一月四日(金)に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します(不合格者には

通知しません)。

また、この試験に合格した者には、申請(別途申請手数料が必要)によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

平成二十三年年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

職業訓練指導員試験の得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口(県庁二階) 電話 五八 二七二 一一一 内線 二二一九

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十 その他

1 受験申請用紙は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。

なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛て先を明記した返信用封筒(角形二号)を必ず同封してください。

2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。

3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。

4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課産業人材育成担当(電話 五八 二七二 一一一 内線三二二八)に問い合わせてください。

土地改良事業計画の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同

法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	恵那市美濃東部土地改良区	施行に係る地区名	恵那市美濃東部	認可年月日	平成三三・七・一五
------	--------------	----------	---------	-------	-----------

平成二十三年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職(司書)試験及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験の実施

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十八条第一項の規定により、平成二十三年度岐阜県職員採用短大・高校卒程度試験、資格免許職(司書)試験及び岐阜県少年補導職員採用試験並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十三年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として短期大学卒業程度又は高等学校卒業程度の知識、技術その他の能力を必要とする事務的又は技術的業務に従事する職員、司書に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事する職員及び岐阜県少年補導職員並びに市町村立小中学校事務職員として高等学校卒業程度の知識その他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するためにを行います。

試験名	試験区分	採用予定人員
-----	------	--------

二 受験資格

市町村立小中学校事務職員採用試験	少年補導職員採用試験	短大・高校卒程度試験					資格免許職試験
		警察事務	農 業	林 業	電 気	司 書	
二十人程度	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人

試験名	試験区分	短大・高校卒程度試験					試験名
		警察事務	農 業	林 業	電 気	司 書	
受 験 資 格		平成二十三年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者					平成二十三年四月一日における年齢が十九歳以上二十五歳未満の者で司書若しくは司書補の資格を有する者又は平成二十四年三月までに取得する見込みのもの

平成二十三年四月一日における年齢が十九歳以上三十五歳未満の者で次のいずれかに該当するもの

少年補導職員採用試験	<p>一 短期大学又は大学で心理学、教育学又は社会福祉学を専攻して卒業した者又は平成二十四年三月までに卒業する見込みの者</p> <p>二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）に基づく教育免許状を取得するための単位を修得した者又は平成二十四年三月までに修得する見込みの者</p>
市町村立小中学校事務職員採用試験	<p>平成二十三年四月一日における年齢が十七歳以上二十三歳未満の者</p>

- ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 1 日本の国籍を有しない者（短大・高校卒程度試験における「電気」及び資格免許職試験における「司書」並びに市町村立小中学校事務職員採用試験を除く。）
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- 三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

- 1 第一次試験
- (一) 日時及び場所
- 平成二十三年九月二十五日（日）午前八時三十分から岐阜市、多治見市及び高山市において行います。
- ただし、資格免許職試験及び少年補導職員採用試験は、岐阜市のみにおいて行います。
- (二) 方法
- 教養試験
- 短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む））、判断推理、数的推理及び資料解

積の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職及び少年補導職員については、公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む））、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間三十分に行います。

専門試験

短大・高校卒程度の農業、林業及び電気については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で二時間にわたって行います。

資格免許職については、公務員として必要な専門的知識、技術その他の能力について、択一式による筆記試験を短期大学卒業程度で二時間にわたって行います。

試験問題の出題分野は、次のとおりです。

試験名	試験区分	出題分野
短大・高校卒程度試験	農 業	農業科学基礎、作物、野菜、果樹、草花、畜産、農業経営等
	林 業	森林経営、森林科学、測量、林産加工等
	電 気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器、電力技術、電子技術、電子回路、電子情報技術、電子計測制御等
資格免許職試験	司 書	生涯学習概論、図書館概論、図書館経営論、図書館サービス論、情報サービス論、図書館資料論、専門資料論、資料組織論、児童サービス論等

- (三) 作文試験
- 文章による表現力、思考力等について試験を行います。
- なお、この試験は、第二次試験として評価します。
- 合格者発表

平成二十三年十月六日(木)(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第一次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十三年十一月月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

適性検査

職務遂行に必要な素質及び適性について検査を行います。

身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定の健康診断書の提出を求めます)。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十三年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」といふ。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、短大・高校卒程度試験、資格免許職試験及び少年補導職員採用試験にあつては原則として平成二十四年四月一日、市町村立小中学校事務職員採用試験にあつては原則として平成二十四年三月二十五日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

なお、免許その他必要とされる資格を有する職については、受験資格に定める期日までに当該免許その他必要とされる資格を取得していないと採用されません。

また、「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとりた任命が行われます。

五 給与等

平成二十三年度の新規採用者の給料月額は、短大・高校卒程度及び市町村立小中学校事務職員にあつては十四万四千五百円、資格免許職「司書」及び少年補導職員にあつては十五万八千七百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「短大・高校卒請求」、「資格免許職請求」、「補導職員請求」又は「小中事務請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼つた宛先明記の角形一号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「短大・高校卒受験」、「資格免許職受験」、「補導職員受験」又は「小中事務受験」と朱書し、〒五 八五七 (住所不要) 岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十三年八月五日(金)から八月二十三日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十三日(火)までの消印があるも

のに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当（電話 五八二七二一一一一 内線三三五六）へ問い合わせてください。

平成二十三年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験の実施

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十三年身体障がい者を対象とした岐阜県職員採用試験を次のとおり実施します。

平成二十三年七月十五日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

この試験は、岐阜県職員として高等学校卒業程度の知識又はその他の能力を必要とする事務的業務に従事する職員を採用するために、身体障がい者を対象に行います。

一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験名	試験区分	採用予定人員
身体障がい者を対象とした職員採用試験	事務若	千人

二 受験資格

試験名	受験資格
身体障がい者を	<p>自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能な者で、次のすべての要件を満たすもの</p> <p>一 平成二十三年四月一日における年齢が十七歳以上二十一歳未満の者</p>

対象とした職員採用試験

- 二 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 三 県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）
- 四 活字印刷文による出題に対応できる者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
 - 2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
 - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 4 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

三 試験の日時、場所、方法及び合格者発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十三年九月二十五日（日）午前八時三十分から岐阜市において行います。

(二) 方法

教養試験

公務員として必要な一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理及び資料解釈の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を高等学校卒業程度で一時間にわたって行います。

作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。

なお、この試験は、第二次試験として評価します。

(三) 合格者発表

平成二十三年十月六日（木）（予定）に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者のみ結果を通知します。

岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」のアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-info/>

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十三年十一月上旬(予定)に岐阜市において行います。

なお、詳細は、第一次試験合格者に通知します。

(二) 方法

口述試験

人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います(所定の健康診断書の提出を求めます)。

3 最終合格者発表

第一次試験、第二次試験及び受験資格等についての調査の結果に基づいて最終合格者を決定の上、平成二十三年十一月下旬(予定)に県庁前の掲示板及び岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」に合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を通知します。

四 合格から採用まで

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下、「名簿」といふ。)に記載された上、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定されます。採用予定年月日は、原則として平成二十四年四月一日です。ただし、名簿の有効期間は、名簿確定後原則として一年であり、また、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。

五 給与等

平成二十三年度の新規採用者の給料月額は、十四万四千五百円で、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、該当者には扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

六 受験手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページ「職員採用情報」から入手することもできます。申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「県職員事務請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県人事委員会事務局へ請求してください。

2 受験申込の方法

申込書に必要な事項を記入し、岐阜県人事委員会事務局へ提出してください。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「県職員事務受験」と朱書きし、〒五 八五七(住所不要)岐阜県人事委員会事務局宛で、必ず特定記録郵便又は簡易書留郵便にしてください。

なお、申込受付後受験票を郵送しますが、この受験票は、申込前六か月以内に撮影した写真(上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル)を貼り、第一次試験当日必ず持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十三年八月五日(金)から八月二十三日(火)までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。郵送の場合は、八月二十三日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。

七 試験結果の提供

第一次試験及び第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

八 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局職員課任用担当(電話 五八二七二 一一一 内線三三五六)へ問い合わせてください。

指定講習機関代表者氏名の変更

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規

定により、指定講習機関から代表者の氏名の変更の届出があつたので、同条第一項の規定により、その変更に係る事項を次のとおり公示する。

平成二十三年七月十五日

岐阜県公安委員会
委員長 水 谷 邦 照

学校法人聖徳学園聖徳自動車学園	指定講習機関の名称	代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後
		杉山 勝久			杉山 元彦

平成二十三年七月十五日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター